

処遇改善計画書提出及び問合せ先（指定権者）一覧

★ 法人一括で作成する場合などは、各指定権者へそれぞれ提出する必要があります。

指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護医療院

事業所所在地	提出先	所在地・電話番号	備考
大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊 野町, 坂町, 安芸太田町, 北広 島町	西部厚生環境 事務所厚生課	廿日市市桜尾 2-2-68 0829-32-1181 (代)	※提出についてはメールも可 (fjwkousei@pref.hiroshima.lg.jp)
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	西部東厚生環 境事務所厚生 課	東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911 (代)	※提出についてはメールも可 (fjwekousei@pref.hiroshima.lg.jp)
三原市, 尾道市, 世羅町, 府中 市, 神石高原町	東部厚生環境 事務所厚生課	尾道市古浜町 26-12 0848-25-4630	※提出についてはメールも可 (fjekousei@pref.hiroshima.lg.jp)
庄原市	北部厚生環 境事務所厚生 課	三次市十日市東 4-6-1 0824-63-5181 (代)	※提出についてはメールも可 (fjnkousei@pref.hiroshima.lg.jp)
広島市	広島市介護保 険課	広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2721	※提出についてはメールも可
福山市	福山市介護保 険課	福山市東桜町 3 番 5 号 084-928-1259	※提出についてはメールも可
呉市	呉市指導監査 室	呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3132	※提出についてはメールも可 (PDF) 原則持参または郵送
三次市	三次市高齢者 福祉課	三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 0824-62-6387	※提出についてはメールも可

介護老人福祉施設, 介護老人保健施設(※介護老人福祉施設は, 併設型ショート, 空床型ショートは除く。)

事業所所在地	提出先	所在地・電話番号	備考
県内全域 (広島市, 呉市, 福山市, 三次 市を除く)	医療介護基盤 課	広島市中区基町 10-52 082-513-3208	※提出についてはメールも可 (kaigokaizen@pref.hiroshima.jp)
広島市	広島市介護 保険課	広島市中区国泰寺町一 丁目 6-34 082-504-2721	※提出についてはメールも可
福山市	福山市介護 保険課	福山市東桜町 3 番 5 号 084-928-1259	※提出についてはメールも可
呉市	呉市指導監 査室	呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3132	※提出についてはメールも可 (PDF) 原則持 参または郵送
三次市	三次市高齢 者福祉課	三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 0824-62-6387	※提出についてはメールも可

※介護老人福祉施設の併設型・空床型ショートステイは指定居宅サービスになります。

※地域密着型サービス及び総合事業サービスは, 各市町介護保険担当課となります。